

## 早わかり中国特許

～中国特許の基礎と中国特許最新情報～

2015年10月9日

執筆者 河野特許事務所

弁理士 河野英仁

(月刊ザ・ローヤーズ 2015年9月号掲載)

### 第52回 中国における間接侵害

#### 1. 間接侵害の概要

特許権侵害が成立するためには被告のイ号製品が特許発明の構成要件の全てを具備していることが必要とされ、イ号製品が構成要件の一部を欠く場合は、原則と特許権侵害は成立しない。イ号製品が特許発明の主要な構成要件を具備している場合は間接侵害の適用の有無を検討する。

しかしながら、中国では間接侵害に関し、専利法、実施細則及び司法解釈の何れにも規定がなされておらず、その適用要件は明確にされていない。間接侵害については空調設備事件<sup>1</sup>が参考となる。

空調設備事件においては、被告が室内機と室外機とを接続する制冷連接管を欠いた状態の冷熱水ユニットを販売していた。

人民法院は、イ号製品は特許請求の範囲に記載された制冷連接管を欠くものの、室内器及び室外器には制冷連接管の接続口が設けられていたこと、及び、説明書に制冷連接管を取り付けるよう記載していたことから、被告の特許権侵害を認定した。

#### 2. 事件の背景

##### (1)特許の内容

張委三(原告)は“分体式冷熱水ユニット”と称する発明特許権 ZL00103523.1(以下、523特許という)を所有している。523特許は2000年3月27日に出願され、2004年3月17日に登録公告された。

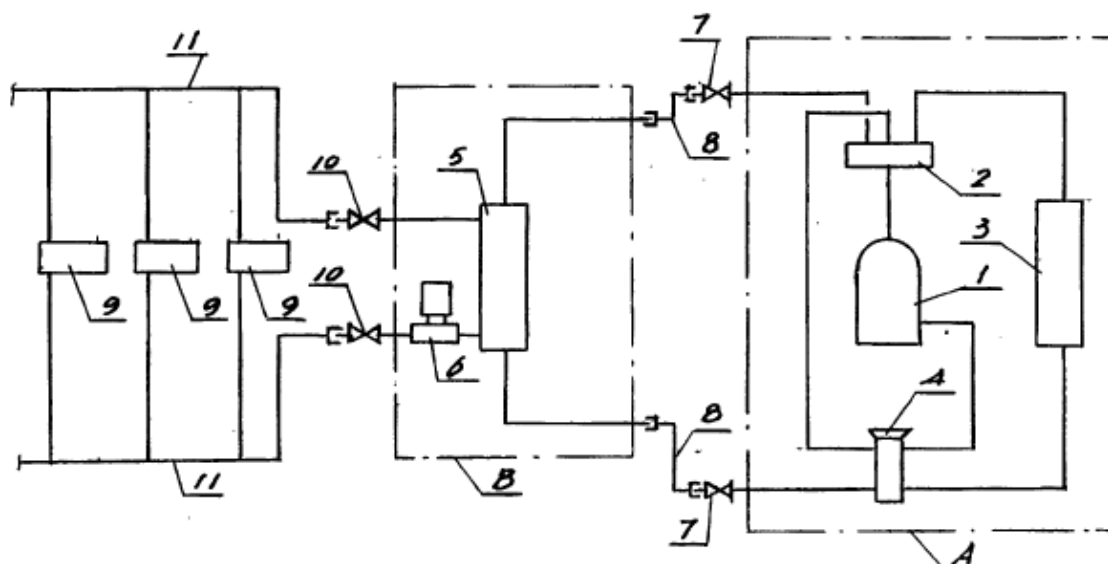
争点となった請求項1は以下のとおりである。

---

<sup>1</sup> 北京市高級人民法院 2008年12月15日判決 (2007)高民終字第1259号

“1、制冷システムの圧縮機(1)、室外側空気—制冷剂熱交換器(3)、四通スイッチングバルブ(2)、室内側水—制冷剂熱交換器(5)及び循環水ポンプ(6)を含む分体式冷熱水ユニットにおいて、前記圧縮機(1)、室外側空気—制冷剂熱交換器(3)及び四通スイッチングバルブ(2)はひとつの箱体(A)に設置され、前記室内側水—制冷剂熱交換器(5)及び循環水ポンプ(6)は他の一つの独立した箱体(B)に設置され、2つの箱体間は、制冷接続管(8)を通じて接続され一つの制冷システムを構成していることを特徴とする分体式冷熱水ユニット。

参考図1は制冷システムの構成を示すブロック図である。



参考図1 制冷システムの構成を示すブロック図

従来の冷熱水ユニットは、圧縮機、室外側空気—制冷剂熱交換器、室内側水—制冷剂熱交換器、及び循環水ポンプの全てをひとつの箱体内に収めており、通常は室外におかれていた。そのため、室外温度が0℃以下となった際の、凍結防止措施をとる必要があった。また箱体を室内に設置するとすれば、室外側空気—制冷剂熱交換器における冬季の冷空気及び夏季の熱空気を室外に排出する手段を講じなければならないという問題もあった。

本発明では箱体(A)に、圧縮機(1)、室外側空気—制冷剂熱交換器(3)及び四通スイッチングバルブ(2)を設置し、別の箱体(B)に室内側水—制冷剂熱交換器(5)及び循環水ポンプ(6)を設置する。そして、箱体(A)と箱体(B)とを制冷接続管(8)を通じて接続すること

したものである。

## (2) 訴訟の経緯

約克公司(被告 A)は、“YSAC10HA” と称する風冷冷水ユニット(イ号製品)を製造しており、八方一鴻公司(被告 B)はイ号製品を販売していた。2007 年 1 月 9 日、原告は被告 B から、15 260 元の価格でイ号製品を購入した。

原告はイ号製品の製造販売行為は 523 特許の侵害に当たるとして、被告 A 及び被告 B のイ号製品の製造販売の差し止めを求めて、北京市第二中級人民法院に訴えた。北京市第二中級人民法院は原告の訴えを認め、被告 A の製造行為及び被告 B の販売行為の即時停止を命じる判決<sup>2</sup>をなした。被告 A はこれを不服として、北京市高級人民法院に上訴した。

→続きは、月刊ザ・ローヤーズ 9 月号をご覧ください。

---

<sup>2</sup> 北京市第二中級人民法院 2007 年 6 月 20 日判決 (2007) 二中民初字第 2534 号